

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年12月10日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第55号

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年墨田区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「及び12月」を削り、「100分の145.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の165.5」を加える。

第2条 墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「に支給する場合には100分の145.5、12月」を「及び12月」に、「100分の165.5」を「100分の155.5」に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成26年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。